

総務政策常任委員会資料

令和 8 年 6 月 1 7 日～1 8 日

監査事務局

1. 特別議案

○議案第9号 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例……………3

1 特別議案

【議案第 9 号】

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方自治法の一部改正（令和 8 年 9 月 24 日施行）に伴い、条ずれが生じるため、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 8 が第 2 4 3 条の 2 の 9 に改正されるため、条例第 6 条で引用する条項を次のように改正する。

改正前	改正後
(請求又は要求による監査) 第 6 条 法第 75 条第 1 項、法第 98 条第 2 項及び法第 242 条第 1 項の規定による請求に基づく監査並びに法第 199 条第 6 項及び第 7 項、法第 235 条の 2 第 2 項並びに法第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求があった日から 15 日以内に始めるものとする。	(請求又は要求による監査) 第 6 条 法第 75 条第 1 項、法第 98 条第 2 項及び法第 242 条第 1 項の規定による請求に基づく監査並びに法第 199 条第 6 項及び第 7 項、法第 235 条の 2 第 2 項並びに法第 243 条の 2 の 9 第 3 項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求があった日から 15 日以内に始めるものとする。

3 施行期日

令和 8 年 9 月 24 日